

ドック会発第 643 号
日病会発第 85 号
令和 2 年 12 月 17 日

日本人間ドック学会
日本病院会
会員施設（健診実施機関） 各位

公益社団法人 日本人間ドック学会
理事長 相澤 孝夫
一般社団法人 日本病院会
会長 相澤 孝夫
<公印省略>

令和 3 年度 特定健診・特定保健指導の集合契約 A (A①・A②)

「契約参加のための委任状」のご登録について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当法人諸事業にご支援ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 20 年度より特定健診・特定保健指導の集合契約を実施しているところでありますが、本契約は単年度契約を原則としているため、今般令和 3 年度分の契約につきまして改めて貴施設の参加意思を確認させていただきたく書類をご送付いたします。

別紙の依頼概要や契約参加条件などを必ずご一読のうえ、ご確認をお願いいたします。

敬具

(同封資料)

- 依頼概要
- 契約参加条件
- 令和 3 年度の予定契約内容の概要
- 委任状記入例
- 委託契約書（案）<健康保険組合連合会版>
- 新規に集合契約に参加される施設様へ（新規施設のみ入ってます）

今回より委任状をエクセルの入力フォームにて作成、オンラインでの提出となります。

ドック学会のホームページのトップ画面から入っていただき申請下さい。

※入力フォームでの申請が難しい場合は、下記事務局までメールにてご連絡ください。

<問い合わせ>
日本人間ドック学会 集合契約担当：渡邊
syugokeiyaku@ningen-dock.jp

他団体の集合契約 A と重複して参加する場合に、契約内容に差異が生じていることが散見されます。実施機関名、電話番号、受託業務について、必ず契約内容を同一としてください。

委託集合契約 A (A①、A②) 参加のための依頼概要

1. 依頼内容 日本病院会／日本人間ドック学会がとりまとめる特定健診・特定保健指導の集合契約 A (A①、A②) (以下、集合契約) の令和 3 年度の契約への参加有無の意思確認に伴う委任状等の提出

2. 回答期限 令和 3 年 1 月 29 日 (金)

3. 回答方法

オンラインでの委任状提出となりますので、ドック学会のホームページの入力フォームからご提出ください。

(確認事項)

集合契約 A①・・・これまでの集合契約 A (後日の保健指導)

集合契約 A②・・・特定健診実施当日に特定保健指導の初回面接が実施可能な契約

***A②の単独参加不可、A①に参加していなければ A②には参加できません。**

***A②参加施設は、健診・動機付支援・積極的支援のすべてを受託できる施設となります。**

	令和 2 年度の参加の有無と令和 3 年度の意思	書類
継続	①令和 2 年度の集合契約 A①に参加しており、 令和 3 年度も集合契約 A①のみに参加	・委任状
	②令和 2 年度の集合契約 A (A①A②) に参加しており、 令和 3 年度も集合契約 A (A①A②) に参加	・委任状
新規	③令和 2 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加だが、 令和 3 年度の集合契約 A①のみに参加	・委任状
	④令和 2 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加だが、 令和 3 年度の集合契約 A (A①A②) に参加	・委任状
辞退	⑤令和 2 年度の集合契約 A (A①A②) に参加しているが、 令和 3 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加	・辞退届
不参加	⑥令和 2 年度も集合契約 A (A①A②) には不参加で 令和 3 年度も集合契約 A (A①A②) には参加しない	不要

4. 集合契約参加 (予定) の代表保険者

健康保険組合連合会、全国健康保険協会 (協会けんぽ)、共済組合連盟 (国家公務員共済組合)、地方公務員共済組合協議会 (地方公務員共済組合)、日本私立学校振興・共済事業団、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国歯科医師国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合、岡山県建設国民健康保険組合、福島県、岩手県

*各保険者により HbA1c が必須か否か、眼底検査の片眼、両眼についての若干の差異は生じる予定、また全国土木建築国民健康保険組合は特定健診のみ委託予定

5. その他留意点

○本集合契約参加に伴い発生する本学会が請求する新規費用はありません。(学会の年会費は除く)

○継続参加でも単年度契約のため必ず委任状が必要になります。

○前項目「3. 回答方法」の⑤辞退に該当する施設は「辞退届」の回答をお願いします。

(仮に辞退届が提出されなくても、委任状が提出されない限り契約参加登録はしません)

以上

ご一読ください

集合契約 A①、A②の契約参加条件

近年、自施設での健診の方の保健指導しか実施しないということでお断りされたという事例が多くございます。集合契約における特定保健指導の対象者は保険証と利用券又はセット券を提示した者はすべて受け入れることが条件となっております。今一度ご確認ください。

A①・A② 共通事項

- 日本病院会または日本人間ドック学会の（施設）会員であること
- 社会保険支払基金に特定健診・特定保健指導機関番号を登録していること
- 厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成 30 年度版）および「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（第 3.1 版）を読んで確認し、ルールに基づくことができること
- 厚生労働省の示す委託基準を遵守していること
- 特定健診で集合契約に参加をする場合、特定健診・詳細項目 4 項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いずれでもよいがすべて実施できること）
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約 A①と、さらに集合契約 B①（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診料金等で実施すること（A、B 両方契約した場合＜契約相手先の保険者との契約が複数の場合＞、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML 形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いずれでもよいが最終的に送付（送信）できること）
- 集合契約 A①において特定保健指導を実施する場合、受診者が他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
- 集合契約 A①において、特定保健指導を未実施の健診機関に受診者が間違えてセット券を持参した場合でも、健診のみの受診は可能である旨を受診者に説明し実施することが可能なこと

A② 参加の条件

- 当学会の集合契約 A①に参加していること
- 特定健診から特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託していること

※今年度よりA②のチェックリストは廃止致しました。

令和 3 年度の集合契約 A (A①、A②)

契約内容の概要 (予定)

1. 特定健診

- ・ 法定の基本健診および詳細健診
(健保連等は HbA1c は必須、保険者によりこの点の差異はあり要確認)

2. 特定保健指導

- ・ 国の標準プログラムに則った支援形態

○動機付け支援

初回面接 (個別支援またはグループ支援 1 回)、3 か月後の実績評価
対象者個々に合った内容で、わかりやすく質の高い情報シート等資料の配布

○積極的支援

初回面接 (個別支援またはグループ支援 1 回)、
継続支援形態は個別支援、グループ支援、メール支援、通信支援、電話支援
3 か月後の実績評価

※支援 A、支援 B の内容については、
厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(平成 30 年度版) を参照すること

3. 料金 (予定)

区分		集合契約 本体価格 (税抜)	集合契約 本体価格 (税込み)
特定健診・基本項目		6,500 円	7,150 円
特定健診・ 詳細項目	貧 血	220 円	242 円
	心電図	1,300 円	1,430 円
	眼 底	1,120 円	1,232 円
	血清クレアチニン及 び eGFR	110 円	121 円
特定保健指導 (動機付け支援/動機付け支援相当)		7,700 円	8,470 円
特定保健指導 (積極的支援)		22,836 円	25,120 円

※令和 2 年度から変更はございません。

委任状

<入力例>

注1:別紙の記入例を参考とすること
注2:送付の際はコピーを保管すること

【委任者】	送付封筒の表面に記載された番号を記入(Cで始まる4桁または数字6桁)	C1010	記入日	2020年	12月	20日
①健診・保健指導機関番号(10桁)	1310000000	10桁で記入				
こちらから検索できます→	https://kenshin-db.niph.go.jp/kenshin/kan checkups/search/					
②実施機関名	公益社団法人 日本人間ドック学会					
③郵便番号	121-0075					
④所在地(要都道府県)	東京都千代田区三番町9-15					
ビル名	ホスピタルプラザビル 1階					
⑤電話番号(要市外局番)	03-3265-0079					
※契約代表者氏名	人間 太郎					
契約代表者役職	健診センター 所長					

【重要】
他団体の集合契約Aにも重複して参加する場合には、実施機関名、電話番号、受託業務等に差異のないようにすること

- * ①~④は支払基金等へ届け出る(あるいは届け出ている)内容と差異のないこと
- * 他団体の集合契約Aに重複参加される場合は、①~⑤と下記⑥⑦の受託業務等に差異のないこと
- * ⑤は受診者が円滑に予約のとれる電話番号を記載(左記要件を満たすなら代表番号でもよい)
- * ※は本契約代表者を記入すること(法人理事長、院長などの指定はないが、管理者であること)

(記入担当者)	記入者氏名	人間 花子
	記入者部署名	企画課
	メールアドレス	info@ningen-dock.jp

メールでの連絡がメインとなりますので必ずご記入ください。

- 記 -

当機関は高齢者の医療業務範囲特定保健指導

特定健診を受託する場合は「○」を選択、「○受託する」を選択の場合は、詳細項目3項目すべてが実施可能であることが必須

約とりまとめ団体として次の事項について法律に基づき実施する特定健康診査および特定健康保険組合連合会およびその他の代表保険者との13年度の集合契約A(A①、A②)を締結

健診当日に保健指導対象者に初回面接ができる施設は(セット券対応)、「○契約する」を選択。出来ない場合は「×契約しない」

【集合A①】	⑥受託業務	受託する項目に「○」を、受託しない場合は
特定健康診査		○受託する
特定保健指導	動機付け支援	○受託する
	積極的支援	○受託する

特定保健指導の動機付け、積極的を受託する場合はここに「○」を選択

【集合A②】(健診当日初回面接実施)
⑦健診当日に初回面接を実施する契約
左記すべてに○の場合のみ、入力必須
×契約しない

特定健診と特定保健指導(動機付け・積極的)すべて受託していないのに「受託する」を選択しても無効となります。

* 健診から保健指導の初回面接、実績評価まで一貫して

他団体の集合契約Aに重複参加する場合は、受託業務に差異がないこと

◆人間ドックアドバイザーについて

人間ドックアドバイザー※の資格を持つスタッフ	いる
------------------------	----

* 人間ドック学会が認定する人間ドック健診情報管理指導士の認定者の人数(修了者は含まない)

いる場合、入力必須

医師	保健師	管理栄養士
3名	2名	2名

人間ドック学会が認定する人間ドック健診情報管理指導士の資格を持つスタッフの職種別の人数を記入 この場合総数7名の人間ドックアドバイザーがいる

集合契約上でも人間ドックが実施可能である

実施できる

※実施できるとした施設は、人間ドック健診(特定健診含)が実施でき、特定健診部分の結果データをXML形式で代行機関へ送付請求できる施設として、全国建設工事業国民健康保険組合に人間ドック健診(特定健診含)受託可能施設として報告させていただきます。保険者負担上限額は特定健康診査の基本検査項目の単価と同額とし、その金額を超える場合は人間ドック実施当日に受診者より徴収ください。お申込みがあった際は、

【重要】

実施できるを選択をした施設は、人間ドック(特定健診含)が実施でき特定健診部分の結果データをXMLで代行機関へ送付可能であるとみなします。一部の健康保険組合に人間ドック受診可能施設としてリストを提出しますので、お申込みがあった際はご対応いただきます。再度ご確認ください

(契約とりまとめ団体名)

東京都千代田区三番
公益社団法人 日本人間ドック学会
理事長 相澤 孝夫